

資料館友の会規約

〔名称〕

第1条 この会は、ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館友の会〔以下「友の会」という。〕といい、事務局をふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館に置く。

〔目的〕

第2条 「友の会」は、会員の教養と親睦を深め、資料館活動に協力し、市民文化の向上をはかることを目的とする。

〔事業〕

第3条 「友の会」は、次の事業を行う。

- 1 資料館活動への協力。
- 2 講座、講演会、講習会、映画会、見学会などの実施。
- 3 会報等の発行など。
- 4 部会による調査研究、体験学習など。
- 5 郷土資料の刊行など。
- 6 その他この会の目的を達成するために必要な事業。

〔会員及び会費〕

第4条 「友の会」は、その目的に賛同し、その活動に協力する者をもって構成する。

会員及び会費は、次のとおりとする。

- 1 一般会員〔16才以上 会費 年度 1,000円〕
- 2 賛助会員〔会費 年度一口 5,000円〕
- 3 市外に居住する会員は、会費の他に印刷物等の郵送料として年額500円を負担する。

〔役員〕

第5条 「友の会」には会長1名、副会長2名、運営委員若干名、幹事若干名、会計監査2名の役員を置く。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、本会の運営について企画審議するとともに、事業の執行にあたる。
- 4 会計監査は、会計業務を監査する。
- 5 幹事は、本会の広報または書記事務を担当する。

〔役員を選出〕

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 運営委員は、会員の互選により選出
- 2 会長・副会長は、運営委員の互選により選出し、総会において承認をうけるものとする。
- 3 会計監査及び幹事は、運営委員の承認を得て会長が委嘱するものとする。

〔役員任期〕

第7条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

〔会議〕

第8条 本会の会議は、総会と役員会とし会長が招集する。

- 1 総会〔規約改正、役員承認、事業計画報告、予算決算など〕は、定例総会と臨時総会とし、定例総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 2 役員会は、会務の企画運営に当たり、会長・副会長・運営委員・幹事で構成し会長が招集する。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、会長の決するところとする。

〔会計〕

第9条 「友の会」の会計は、会費その他の収入をもってあてる。
会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

〔細則〕

第10条 この規約以外細則をつくることができる。

附 則

この規約は、平成6年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月22日より施行し、平成17年10月1日より適用する。〔市町合併に伴う名称変更〕